

第7回 日野市と原告団との協議（議事要点録）

- 日 時 : 令和5年 6月 26日 (月) 11時~12時
- 場 所 : 市役所 4階 402 会議室
- 出席者 : 原告団 中谷共同代表、窪田共同代表、花田氏、笠間氏、井上氏
日野市 荻原副市長、竹村総務部長、赤久保企画部長、小平環境共生部長
(兼クリーンセンター長)、岡田まちづくり部長、加藤浅川清流環
境組合事務局長、川鍋北川原公園ごみ搬入路調整担当主幹
- 配布資料 : 次第
- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 全市民向け説明会 |
| 資料2 | 検討会のステップ (案) |
| 資料3 | 検討会の組織体制とメンバー構成 (素案) |

1 あいさつ

- 荻原副市長 : 前は、こちらの都合で延期させていただき申し訳なかった事務局との事前調整させていただき一つの形が見えてきたと思うこれからいよいよ、全市民に向けての説明と、それと並行しながら検討会による実際の課題解決に向けた議論を進めていくということで、また一段、緊張感を持って進めていきたい
- 中谷原告団代表 : 合意書の1つ目の項目について、検討会の位置づけだとか工程の見通しなどについて概ね意見が一致してきたと思う市の職員の皆さんのご努力に感謝したい市民向けの説明会では、市長が問題の解決に向けて具体的に決意が示せるよう、今日の協議でこれまでの到達点をはっきりさせて意義のあるものにしたいと考えている

2 出席者紹介

上記出席者名簿のとおり

3 報告・協議事項

① 全市民向け説明会について

担当主幹 : 資料1に沿って説明

【質問・意見等】

- 原告 A : 以前提案があったLINEの活用については、どうなっているのか
担当主幹 : LINEの活用についても、現在検討を進めている
また、意見募集についてもQRコードを用いて簡単に意見が出せるようにしていきたい
- 原告 B : 説明会后、市と原告団との話し合いの場は持たれるのか？
また、アンケートやオンラインによる意見などの報告はあるのか？
担当主幹 : 話し合いの場は必要に応じて対応していきたい
また各説明会での意見等については取りまとめて報告する
副市長 : お互いで気づいたところは意見を出し合いやり取りしたい
- 原告 A : 会場が決まるのはいつか？
担当主幹 : 予約は取っており確定している 変更がある場合早急に連絡する
- 原告 C : 開催案内について、印刷にかける前に事務的な話し合いは持たれるのか？
担当主幹 : 素案ができた段階で提示し確認いただきたい
また、必要に応じて話し合う場も設けていく

② 検討会について

- 担当主幹 : 資料2、資料3に沿って説明

【質問・意見等】

- 原告 A : コンサルとの契約はいつごろか？
また、仕様書や基本的な考え方はいつ頃まとめ、また内容は提供いただけるのか？
担当主幹 : 検討会の発足前には契約したい
基本的な考え方について、目的は合意書の項目1の内容となる
業務の一つは、違法状態を解消するあらゆる方策の提案があるが、仕様書等は、事業者の募集をかける時に公開するので確認いただきたい
ステップ1では、市とコンサルが作成したいくつかの解決策を提示し、委員から意見で足りない方策を追加するイメージ
- 原告 C : 市とコンサルで、ある程度絞った解決策を提案するのか？
副市長 : 市やコンサルでは案を絞ることはせず、あらゆる方策を提示したい
その後、検討会で議論していただき絞っていく

- 原告D : 金額的な目途も出てくるのか？
担当主幹 : 一次選定の時は細かくまでは出せないが、他の類似事例などを基にある程度は出していきたい。
- 原告B : 検討会について、ワーキンググループ代表はステップ 1 と 2 の段階では入らないのは何か意味があるのか？
担当主幹 : これまでは、周辺の自治会の代表の方々と協議した中で、事業を進めてきた背景があり、今回は対象を広くした形で検討を進めるべきであると考えている
このため、専門家や公募市民による検討会を設置する必要があると判断している
説明会では、多くの方から周辺地域への配慮が必要との意見を受けており、周辺住民を中心としたワーキンググループを設けることで周辺の意見が出せる場を設ける仕組みとなった
- 原告A : ワーキンググループの代表 4 名は、北川原公園周辺 4 自治会を考えているのか？
担当主幹 : 人数については、ワーキンググループでの意見も踏まえ臨機応変に対応したいと考えている
- 原告C : 原告団代表 3 名は？
担当主幹 : 原告団の方々と相談して決めていただきたい。
なお、他の委員に配慮する上で、継続して参加できる方など、事前に何名か選出していただき、その中から参加をお願いしたい
- 原告E : ファシリテーターと表記してあるが、表現として問題がないか？
担当主幹 : 問題がないという認識だが、改めて確認したい
- 原告B : 資料 3 のワーキンググループの周辺住民について、上記エリアの自治会以外の住民は、各自治会と調整し、人数等を確定していくってどういう意味なのか
担当主幹 : 周辺住民への配慮は必要であるという判断からワーキンググループを設けたが、この仕組みについては、現時点で全く周辺には伝えていない
この段階で勝手に決めてしまうのは乱暴かなというふうに思っている
今まで自治会としか協議して来なかったため、まずは自治会の代表の方と話しした中で、周辺の意見をどう汲み上げるのがいいのかということを協議

したい

各自治会からは、1人ずつがいいのか2人ずつがいいのか、また自治会に入っていない方はどのように募集をかければいいのかなどを検討した上で進めていきたい

- 原告C : 自治会の代表だけではないことを確認したい
担当主幹 : そのとおりです
原告B : 自治会の代表は、役員でなくとも良いのか？
担当主幹 : 各自治会で決めていただければと思う

4 その他

【質問・意見等】

- 原告C : 昨年11月の都市計画審議会の議事録について、この北川原公園ごみ搬入路に関して報告が出されており、「検討結果による都市計画変更などの手続きを行う」という文言が入っていた
合意を結んだ直後の都市計画審議会の中での発言であり、とても大きな内容だなどと思っており、この取り扱いについて市ではどういうふうを考えているのか？
- 副市長 : 我々の反省点として、これまで都市計画審議会に北川原公園のごみ搬入路問題について報告してこなかったことが挙げられ、市としては、議会などでも指摘もあり重く受け止めさせていただいている。
判決後、すぐに都市計画審議会できちんと報告事項として説明するよう指示したものあり、合意書に沿って趣旨を説明したものと認識しているが、内容として紛らわしいということであれば、訂正させていただく
- 原告A : 今後の都市計画審議会の場で、今の進捗状況などの報告と11月の報告内容の訂正をしてもらうのが良い
- 副市長 : そのように対応していく
- 原告A : 東京都の管轄だが、浅川処理区の今の状況がわかれば、教えていただきたい
担当部長 : 市でも調べて報告する

【今回の決定事項】

- 全市向けの説明会 資料1の記載のとおり実施していく
- 検討会 資料2、3の記載のとおり進めていく
- 次回原告団との協議 必要に応じて日程調整する